○東北地方整備局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月十二日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福島県河沼郡会津坂下町字台ノ下七四四番三から同町字上口五四〇番二まで	前	一一・九〇～三二・七〇メートル
	後	一六・七〇～四五・六〇メートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○北陸地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月十二日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十九号、四百三号及び四百五十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
新潟市中央区亀田早通字柳田三三五三番一から同市中央区美の里二四九番一まで	前	三九・六五～六九・六五メートル
	後	四四・五〇～二二〇・二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○中国地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月十二日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
山口市小郡下郷字下蝉ヶ下三一八番一から同市小郡下郷字尾崎三七一番一まで	前	一六・五〇～三四・五〇メートル
	後	三〇・〇〇～四八・〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月十二日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	山口市小郡下郷字下蝉ヶ下三二〇番一から同市小郡下郷字尾崎三六九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年五月十二日

○中国地方整備局告示第九十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第三項の規定に基づき、平成二十一年中国地方整備局告示第六十四号を次のように改正する。

平成二十三年五月十二日　中国地方整備局長　福田　功

七　法第十三条の評価員の氏名を次のように改める。

相本　栄治、井﨑　征男、石橋　光弘、石丸　隆浩、岩井　康晴、岩見　亜紀、上野　憲之、内田　誠、漆谷　智之、應和　武彦、大谷　政治、大濵　尚、岡　禎大、越智　貴久、越智　夕子、森脇　美江、甲斐　啓嗣、桂木　理江、兼本　哲史、川上　孝清、河尻順津子、木村　浩二、黒口　浩示、坂本　裕美、迫田　勝憲、佐藤　斎、佐藤　吉浩、島津　靖之、蜂谷　亮子、関　麻美、竹原　和司、永野　伸一、西岡　恒幸、西原美佐枝、花田　好司、平賀　京子、福嶋　賢治、細川　晋吾、増田　修二、松田　宏美、松田　優子、光成　貞彰、村山　裕之、持田　晋吾、森本　直人、山本　睦仁、吉田　克己、寄田　和弘、磯中　幸江、磯村　富也、入江　敏博、遠藤　悟、大石　雅弘、岡田　治幸、岡田　文夫、岡村　元昭、賀谷　剛三、片山　光昭、菊重　徹、木佐　英一、倉恒　俊一、栗栖　立、黒神　茂、黒川　功嗣、児玉メイ子、後藤　公弘、杉原　宏一、杉山　次郎、高原　宏昭、田坂　豊、田中　秀則、田中　雅之、谷川　清志、寺本　博昭、冨田　邦彦、永井　秀昭、中司　仁士、中谷　昌明、中村　寛、中村　陽二、橋田　勇人、橋本　尚道、花田　則之、藤野　優、森　登志夫、森岡　寛、山中　勝行、吉田　啓司、渡邊　朗弘

○中国地方整備局告示第九十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第三項の規定に基づき、平成十八年中国地方整備局告示四十八号の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月十二日　中国地方整備局長　福田　功

七　法第十三条の評価員の氏名を次のように改める。

天満　俊夫、宮澤　博、中水　洋三、田口　明則、倉田　朋男、山根　雅光

○四国地方整備局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月十二日　四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百九十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
西条市楠甲四五八番五地内	前	一二・七七～一二・八八メートル
	後	一二・七七～一二・八二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○北海道開発局告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年五月十二日　北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画道路事業三・三・三〇四号南大通
三　事業施行期間　自平成二十三年五月十二日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　北海道江別市上江別東町、ゆめみ野東町、東光町及び朝日町　地内
使用の部分　なし